

編集顧問

阿部 弘
岩崎 喜信
大本 堯史
河瀬 斌
菊池 晴彦
桐野 高明
高倉 公朋
田中 隆一
西本 詮
橋本 信夫
早川 徹
平川 公義
堀 智勝
吉田 純
吉本 高志

編集委員

佐々木富男
(編集委員長)
新井 一
岡田 芳和
片山 容一
斉藤 延人
高安 正和
伊達 勲
富永 悌二
寶金 清博
宮本 享
吉田 一成
吉峰 俊樹
若林 俊彦
(五十音順)

本号の扉で中村博彦先生が、「超高齢化社会における脳神経外科医」について書いておられる。興味深く拝読した。すでに地方は超高齢化社会の中にある。地方の関連病院では、入院患者の多くが70歳代、80歳代、90歳代であり、外来患者も60歳代であればとても若く感じるほどである。30年前、80歳以上でSAHの開頭手術をするのは論外であったと思う。80歳代のSAH患者など本当に珍しかったので、適応なしでも支障はなかった。現在、超高齢者に対する手術適応は“済し崩し”に広がっている。中村先生が指摘するように、社会環境も変化したし、高齢者自身も変化したかもしれない。若・壮年であれば、救命を大義に医療者も家族も迷いなく手術を考えるが、超高齢者のような適応の辺縁では、医療者・家族ともにさまざまな事情、思惑の入り込む余地があるのも事実である。

もう一度超高齢者の脳神経外科医療に正対すべきであると思う。非高齢者SAHの術後成績を見れば、通常術前重症度グレードの悪化に従って予後不良群は、階段を上るように増えてくる。しかし高齢者群では、はじめからもう1段階高い階段を上るように、予後不良群が増えてくる。これははじめからの1段階は、縮小の余地があるのか、あるいは高齢者とはそのようなものとして受け入れなければならないのか。いずれ通常の治療の対象の多くが高齢者・超高齢者となってくることを覚悟しなければならない。超高齢者をどこまで手術するかを再考してもよい時期にきていると思う。手前味噌になるが、来年3月に東京で開催される日本脳卒中の外科学会では、80歳代のSAHをどうするかをテーマにシンポジウムを組んだ。ご議論いただければ幸いである。

超高齢者についてもう1点。最近終末期医療についての社会的関心が高まっている。超高齢者であっても盲目的に終末期に濃厚な医療を継続することの是非は、もっと問われるべきである。今後、施策として在宅医療がさらに推進されると思われるが、それは脳卒中・脳腫瘍・外傷などさまざまな終末期患者を抱える脳神経外科医にとっても、少なからず負担軽減になると思う。終末期医療に関する医療経済や倫理について、国民の理解がさらに深まることを期待したい。

本号には他に、大変教育的な「特発性正常圧水頭症」の総説や、慢性硬膜下血腫の再発抑制に漢方を併用した研究、興味ある症例報告などが寄せられており、執筆・投稿いただいた先生方に感謝申し上げます。

Neurological Surgery 脳神経外科

(第40巻第11号)

2012年11月10日発行(毎月1回10日発行)

定価 2,730円(本体 2,600円+税5%)

〔2012年 年間購読料(税込み、配送料弊社負担)〕
冊子版/通常 32,760円、冊子版/個人特別割引 30,030円、冊子+
電子版/個人特別割引 35,030円、冊子+電子版/共有 42,700円、
電子版/個人特別割引 30,030円、電子版/共有 37,700円

E-mail: noge@igaku-shoin.co.jp http://www.igaku-shoin.co.jp/mag/noge/

投稿論文オンライン受付 ID: noge パスワード: noge

発行 株式会社 医学書院

代表者 金原 優

〒113-8719 東京都文京区本郷 1-28-23

電話 本誌編集室直通 (03) 3817-5701

(担当: 松田・山崎)

販売部直通 (03) 3817-5659・5660

ファクシミリ (03) 3815-7802

振替口座 00170-9-96693 番

印刷所 (株)リーブルテック 電話 (03) 3927-6411

広告申込所 (株)ハイブリッジエージェンシー

電話 (03) 3814-0089

・ Published by IGAKU-SHOIN Ltd. 1-28-23 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo©2012, Printed in Japan.

・ 本誌に掲載する著作物の複製権・翻訳権・上映権・譲渡権・公衆送信権(送信可能性権を含む)は(株)医学書院が保有します。
・ 本誌を無断で複製する行為(複製, スキャン, デジタルデータ化など)は、「私的使用のための複製」など著作権法上の限られた例外を除き禁じられています。大学, 病院, 診療所, 企業などにおいて, 業務上使用する目的(診療, 研究活動を含む)で上記の行為を行うことは, その使用範囲が内部的であっても, 私的使用には該当せず, 違法です。また私的使用に該当する場合であっても, 代行業者等の第三者に依頼して上記の行為を行うことは違法となります。

・ JCOPY® <(社)出版者著作権管理機構委託出版物>

本誌の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は, そのつど事前に, (社)出版者著作権管理機構(電話 03-3513-6969, FAX 03-3513-6979, info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。